

岩手県告示第446号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

薬局の名称	所在地	指定年月日
田老調剤薬局	宮古市田老字向新田148	平成23年7月4日
山田調剤薬局	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	〃